

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 31 日
担 当 課	学校施設課

契約業者名・住所	松戸 S A パートナーズ株式会社 千葉県松戸市金ヶ作 5 8 番地の 1 5
工事等の名称	松戸市立小中学校空調設備増設等業務
工事等の場所	松戸市常盤平西窪町 2 5 - 1 ほか 1 0 か所
種 別	公有財産購入費
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 6 日から 9 月 3 0 日
契約金額	4 3 , 6 6 5 , 6 0 0 円
工事等の概要	各学校における令和 8 年度学級配置の変更に伴い、空調設備の増設・移設を行うものである。
随意契約の理由	本業務については、令和 8 年度の新たな学級編成及び学校配置に伴い、空調設備が設置されていない教室を普通教室等として利用するため、空調設備を増設するものです。空調設備（冷房）の使用期間は、松戸市空調設備運用指針により 5 月 1 日から 9 月 3 0 日と定めており、空調設備が設置されていない教室については早期に整備を図る必要がある。また、小中学校の空調設備については、平成 2 8 年より PFI 事業者にて整備・維持管理が実施されている。以上のことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定及び松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、PFI 事業者である松戸 S A パートナーズ株式会社と随意契約をするものです。